六　介護老人保健施設入所者について算定できない処置	
一　一般処置のうち次に掲げるもの イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。） ロ　手術後の創傷処置 ハ　ドレーン法（ドレナージ） ニ　腰椎穿刺 ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ト　喀痰吸引 チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 リ　摘便 ヌ　酸素吸入 ル　酸素テント ヲ　間歇的陽圧吸入法 ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの） カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。） 二　救急処置のうち次に掲げるもの イ　救命のための気管挿管 ロ　人工呼吸 ハ　非開胸的心マッサージ ニ　気管内洗浄 ホ　胃洗浄 三　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。） ロ　留置カテーテル設置 ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等） 四　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。） 五　栄養処置のうち次に掲げるもの イ　鼻腔栄養 ロ　滋養浣腸 六　一から五までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置	
七　介護老人保健施設入所者について算定できない手術	
一　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 二　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。） 三　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。） 四　爪甲除去術 五　ひょう疽手術 六　外耳道異物除去術（複雑なものを除く。） 七　咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。） 八　顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 九　血管露出術 十　一から九までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術	
八　介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔	
一　静脈麻酔 二　神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入 三　一及び二に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔	

○厚生労働省告示第百二十号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注14に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注10に規定する深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）	二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）

○厚生労働省告示第二十一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎